

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第189条の規定により、通知の内容を掲示するとともに、その要旨を次のとおり公告する。

令和5年9月8日

静岡県知事 川勝平太

1 通知の要旨

令和5年8月24日農林水産省告示第993号（保安林の指定施業要件の変更）

2 所在が不分明な者等

所在が不分明な者	指定施業要件変更保安林の所在場所	掲示場
花島友藏	浜松市天竜区春野町砂川字中野422、423、424	浜松市役所
馬場豊	浜松市天竜区春野町堀之内字船木778	浜松市役所
渡辺ふじ	浜松市天竜区春野町堀之内字藤手1327の1	浜松市役所
天野淑子	浜松市天竜区春野町宮川字魚留1146 浜松市天竜区春野町宮川字松草1796の1（以上の1筆については一部保安林）	浜松市役所
鱸正明	浜松市天竜区春野町宮川字魚留1146 浜松市天竜区春野町宮川字松草1796の1（以上の1筆については一部保安林）	浜松市役所